

議会のデジタル化の推進について

【オンライン委員会の開催について(総務省等の動向・他自治体の状況)】

1 委員会のオンライン出席に係る条例等を整備する理由

- 議会は、重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延、大規模災害等の発生により、委員会の招集場所への参集が困難な場合においても、二代表制の一翼として議会機能を維持していく必要がある。
- このような事態に備えて、全国地方議会において議員が自宅等からオンラインの方法により委員会に出席できるための規定整備が進んでおり、本市議会としても対応していく必要がある。



(出典)伊勢市議会HPより



(出典)大津市議会HPより

2 オンラインを活用した委員会の開催に関する総務省自治行政局行政課長通知

通知名	概要
<p>【令和2年4月30日(総行行第117号)】 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>新型コロナウイルス感染症対策のため、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じることで、オンラインを活用した委員会を開催することは差し支えない。</u> ➤ その際には、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を講じる必要がある。
<p>【令和2年7月16日(総行行第180号)】 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和2年4月30日付(総行行第117号)通知の基本的な考え方として、<u>委員会は本会議同様に、団体意思を決定する過程で重要な役割を果たしており、実際に委員会の開催場所に参集することが基本である。</u> ➤ そのうえで新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から<u>参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用することは差し支えない。</u>
<p>【令和4年6月10日(総行行第161号)】 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 参考人制度は、議会における政策形成機能の強化を図るためにその活用が期待されることから、<u>新型コロナウイルス感染症対策として行なう場合に限らず、オンラインによる方法により、参考人から意見聴取を行なうことは差し支えない。</u>
<p>【令和5年2月7日(総行行第40号)】 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>委員会への出席が困難な事情がある場合として、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、オンラインの方法により委員会に出席することについては差し支えない。</u>
<p>【令和5年7月3日(総行行第293号)】 地方公共団体における議会の委員会へのオンライン出席に係る留意事項等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和4年12月12日付けで実施した「地方議会におけるデジタル技術の活用等に関するアンケート調査」のとりまとめを公表。 ➤ 併せて、次のとおり議員が委員会にオンライン出席する場合の留意事項が示された。 <ol style="list-style-type: none"> ① オンライン出席について適切な場所に限定する等、第三者による関与がないことを担保するための措置を講じることが適切。 ② 通信が途切れた場合の取扱いを決めておくことが適切。 ③ なりすましや情報漏えい防止の観点から情報セキュリティ対策を講じることが適切。 ④ 議事の公開の要請に配慮する観点から、委員会室における傍聴の機会の確保等に取り組む。

3 全国市議会議長会における検討結果報告

令和4年2月に、全国市議会議長会は、オンラインの方法による委員会の開催に当たって必要な委員会条例等の改正の参考例を示した。

委員会条例を改正する場合

区分	参考例の概要
委員のオンライン出席	<ul style="list-style-type: none">➤ 次の事由により、委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき、委員長はオンラインによる方法で委員会を開会できる（秘密会は除く）。<ul style="list-style-type: none">①新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延②災害等の発生等➤ 各市議会が、「出産・育児・疾病などの事由」もオンラインの対象とすべきと判断すれば、規定することは可能。➤ オンラインによる方法で出席を希望する委員は委員長に届け出を行なう（委員長の許可制とすることも可）。
執行機関の説明員	<ul style="list-style-type: none">➤ 執行機関の説明員についてオンラインでの出席も可とする<ul style="list-style-type: none">※要件・事由は定めず委員会への申し出※当該規定を設けるかは任意
公述人・参考人	<ul style="list-style-type: none">➤ 公聴会・参考人制度は充実した審査を実現するための制度であり、オンラインでの出席も可とする。<ul style="list-style-type: none">※要件・事由は定めない

会議規則を改正する場合

区分	参考例の概要
委員外議員の発言	<ul style="list-style-type: none">➤ 委員会が審査等に必要があると認め出席を求められた委員外議員、又は発言申し出により委員会に許可された委員外議員について、当該委員外議員はオンラインでの出席も可とする。
請願紹介議員の出席	<ul style="list-style-type: none">➤ 委員会が審査のために必要があると認め紹介議員に説明を求めることとした場合について、当該委員外議員はオンラインでの出席も可とする。

その他

オンラインの方法による委員会の開催する際の留意事項等については、各市議会にて要綱や申し合わせをあらかじめ定めることが適当である。

4 オンラインの方法による委員会の開会パターン(都道府県議会デジタル化専門委員会による分類)

区 分	①パターンA (ハイブリッド型)	②パターンB (ハイブリッド型)	③パターンC (完全オンライン型)
正副委員長	委員会室	(委員長又は副委員長が) オンライン出席	オンライン出席
委 員	(一部又は全委員が) オンライン出席	(一部又は全委員が) 委員会室	オンライン出席
議会事務局	委員会室	委員会室	オンライン参加
執行部	委員会室	委員会室	オンライン出席
傍聴者	委員会室	委員会室	オンライン傍聴

【前提条件】

- 委員会の議事内容として、議案について執行部からの説明、委員と執行部の質疑応答の後、討論・採決が行われるケース。

【各パターンの概要】

①パターンA

- 正副委員長が委員会室におり、一部又は全委員がオンライン出席するハイブリッド型。
- 事由としては、一部又は全委員が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合。

②パターンB

- 委員長又は正副委員長がオンライン出席し、一部又は全委員が委員会室にいるハイブリッド型。
- 事由としては、委員長又は正副委員長等が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合。

③パターンC

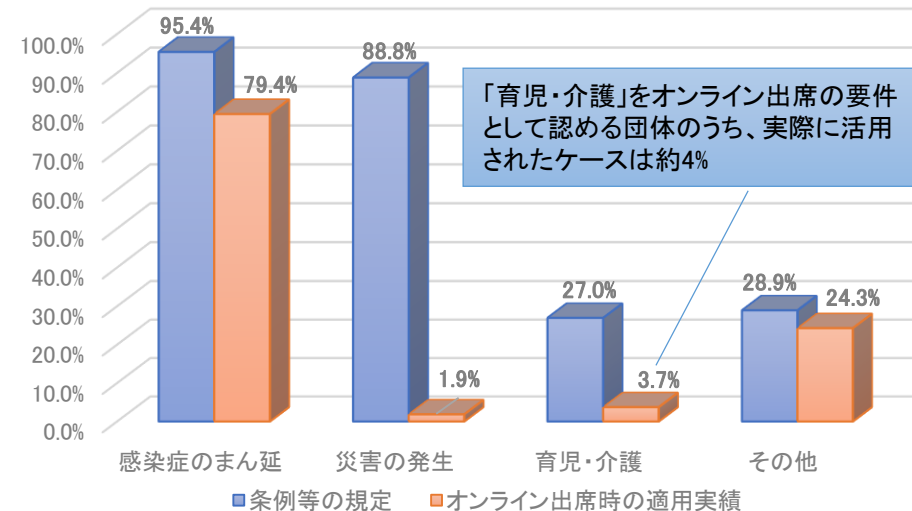
- コロナ禍において、ほとんどの出席者が濃厚接触者と認定されたり、職員の集団感染により庁舎が閉鎖されたりするなどにより、出席者が委員会室に集まることが困難な場合。

5 地方議会における委員会のオンライン出席の状況①(令和5年7月3日・総務省公表資料を基に加工)

委員会条例等の改正状況

(単位:団体)

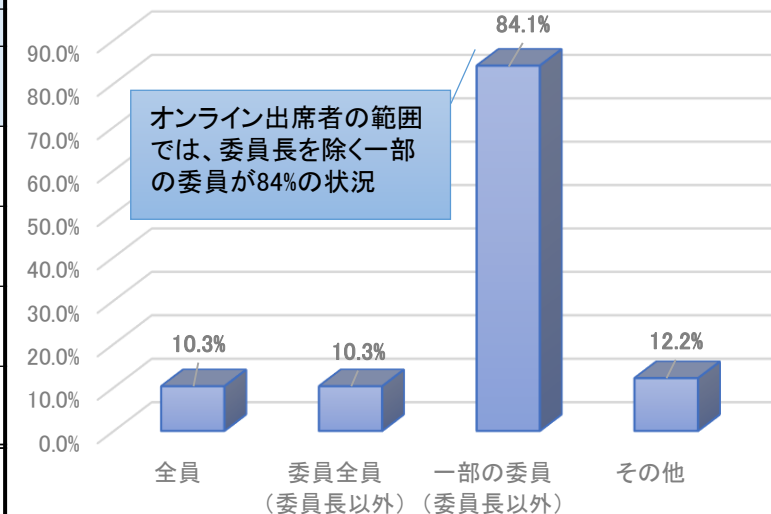
団体区分	条例等(※1)を改正済の団体【令和5年1月1日時点】						
		条例等に規定するオンライン出席の要件(複数回答可)					
		感染症のまん延	災害の発生	育児・介護	その他(※2)		
都道府県	47	24 (51.1%)	23	22	8	17	
指定都市	20	10 (50.0%)	9	7	0	1	
市区 (指定都市除く)	795	172 (21.6%)	164	152	40	51	
町村	926	98 (10.6%)	94	89	34	19	
全団体	1,788	304 (17.0%)	290 (95.4%)	270 (88.8%)	82 (27.0%)	88 (28.9%)	



委員会のオンライン出席の状況(過去に1回以上オンライン出席を実施・試行した団体)

(単位:団体)

団体区分	実際に議員が委員会にオンライン出席した団体【令和5年1月1日時点】								
		オンライン出席した際の要件(複数回答可)				オンライン出席者の範囲(複数回答可)			
		感染症のまん延	災害の発生	育児・介護	その他(※3)	全員	委員全員(委員長以外)	一部の委員(委員長以外)	その他(※4)
都道府県	11 (23.4%)	8	0	1	4	0	1	10	2
指定都市	7 (35.0%)	6	0	0	1	0	0	7	0
市区 (指定都市除く)	59 (7.4%)	50	1	2	12	4	7	53	7
町村	30 (3.2%)	21	1	1	9	7	3	20	4
全団体	107 (6.0%)	85 (79.4%)	2 (1.9%)	4 (3.7%)	26 (24.3%)	11 (10.3%)	11 (10.3%)	90 (84.1%)	13 (12.2%)



※1 条例、会議規則、委員会規程等 ※2 やむを得ない理由、委員長が必要と認めた場合等 ※3 体調不良、研修参加のため等
 ※4 委員長のみオンラインにより出席、委員長と一部の委員がオンラインにより出席

オンライン出席した議員本人確認をどのように行なったか (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	議員に事前通知したID等によりログインされているか確認	画面上の映像・音声で議員本人であるかを確認	その他 (※1)
106	56	102	7

※1 事前に事務局から議員本人にオンライン出席するための招待URLを通知する等

住民に対する議事の公開をどのように行なったか (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	委員会室での傍聴	インターネット中継	委員会記録又は会議概要の公開	その他 (※2)	公開していない
106	74	29	38	6	21

※2 委員会資料を議会HPで公開する

第三者による関与がないことをどのように担保したか

(単位: 団体)

団体数	事務局職員を出席場所へ派遣	出席場所を自宅・事務所等に限定	その他 (※3)	措置を講じていない
106	1	22	31	52

※3 要綱等にオンライン出席の場所に第三者を立ち入りさせないことを明記している等

どのような場所から出席したか (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	庁舎・支所等の個室	庁舎内の会派控室	議員の自宅	議員の事務所	その他 (※4)
106	11	10	94	20	12

※4 新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設、入院先の病院等

【課題】

- 通信トラブルが発生した場合、本人確認に時間がかかり委員会を予定どおりに開催できない可能性がある
- 議員個人のスマートフォンにインストールしたアプリを使用してオンライン出席しているが、アプリにID・パスワードがなく他人によるログインを回避できない可能性がある

【課題】

- 委員会室設置のモニターにオンライン出席している議員を映しているが、傍聴者からは姿が見えにくい
- 委員会を録画中継しているが、視聴者は委員会室設置のモニター越しに見るため顔や姿が見づらい

【課題】

- 画面に映っているのが委員のみであることをもって、第三者の関与がなかったということが出来るか疑問の余地がある
- 人員の関係上、事務局職員をオンライン出席場所に派遣することができないため、周囲の状況等の実際の確認は、議員に委ねるしかない

【課題】

- 議員の自宅からの出席であったため、通信環境が悪く映像が不安定になることがあった
- 事務局職員がサポートすることができない場所から出席する場合、機械操作に不慣れな議員への対応が難しくなる可能性がある

表決をどのように行なったか (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	画面上で 挙手	画面上で 起立	口頭で 個別確認	電子投票 システム	Zoomの 挙手機能	左記以外 簡易表決	その他 (※5)	記名投票 は不可
106	38	1	13	1	0	12	6	54

※5 賛成・反対の札により賛否を確認している

通信が途切れた場合の取扱いや取り決め (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	通信が復旧 まで待機	発言の 順位を変更	途中退席とし 委員会続行	事務局が電話 等で状況確認	その他 (※6)	取扱いを 決めていない
106	23	15	31	35	21	25

※6 委員長の判断により適宜対処することとしている

端末セキュリティの担保の方策 (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	事務局が貸与する 端末を使用	議員私物の端末使用 (セキュリティソフト入に限る)	その他 (※7)	措置を 講じていない
106	57	23	16	25

※7 要綱等に適切にセキュリティ対策を講じる事を明記している等

回線セキュリティの担保の方策 (複数回答可)

(単位: 団体)

団体数	事務局貸与の Wi-Fiを使用	事務局貸与の端末 内蔵通信機能を使用	議員の自宅・事務 所のWi-Fiを使用	その他 (※8)	措置を 講じていない
106	4	30	42	13	33

※8 要綱等に適切にセキュリティ対策を講じる事を明記している等

【課題】

- 通信のタイムラグや映像の遮断等を考慮し、委員長が表決数を確認する時間を長めに設定する必要があった
- 通信トラブル等により画面に議員本人が映っていない場合、途中退席とせざるを得ず、表決に加わることができない可能性がある

【課題】

- 映像・音声途切れることがあったため、安定的な通信環境を確保する必要がある
- 通信環境の悪化等に対応するために、事務局職員を通常の委員会開催時よりも多く配置する必要があった

【課題】

- 議員の私物の端末を使用しているが、事務局ではセキュリティが担保できない可能性がある
- セキュリティ対策を講じた上でオンライン出席することとしているが、具体的な方法まで示しておらず、実効性の確保に課題がある

【課題】

- 議員の私物の回線を使用しているが、事務局ではセキュリティが担保できない可能性がある
- セキュリティ対策を講じた上でオンライン出席することとしているが、具体的な方法まで示しておらず、実効性の確保に課題がある

6 委員会のオンライン出席に係る条例等を改正済の政令指定都市の状況

区 分		内 容	自治体		
1	条例等の位置づけ	・オンラインの方法による委員会について、委員長がオンライン活用を決定する「開会（開催）方法の特例」または委員長がオンライン出席を認める「出席方法の特例」のどちらとしているか。	開会（開催）方法の特例	仙台・さいたま・川崎・相模原・大阪・神戸・岡山・北九州・熊本	9
			出席方法の特例	横浜・浜松・堺	3
2	開会パターン別の開催可否（※）	・開会パターンA～Cのそれぞれについて、オンライン委員会の開催又は出席等が可能であるか。	パターンA（正副委員長以外の委員がオンライン出席）	仙台・さいたま・横浜・川崎・浜松・大阪・堺・神戸・岡山・北九州・熊本	11
			パターンB（正副委員長のみがオンライン出席）	仙台・横浜・川崎・浜松・大阪・堺	6
			パターンC（正副委員長含む全委員がオンライン出席）	該当なし	0
3	オンライン出席の事由	・オンライン出席の事由として、①重大な感染症のまん延、②災害等の発生等、③育児・介護、④その他やむを得ない事由（包括規定）のいずれかとしているか。	①重大な感染症のまん延	全市	12
			②災害等の発生等	仙台・さいたま・横浜・川崎・相模原・浜松・大阪・神戸・岡山・北九州	10
			③育児・介護	大阪	1
			④その他やむを得ない事由（包括規定）	該当なし	0
4	オンライン出席の申請手続き	・オンライン出席の申請手続きを、「委員長への届出制」または「委員長の許可制」のどちらとしているか。	委員長の許可制	仙台・横浜・川崎・大阪・堺・神戸・北九州	7
			委員長への届出制	さいたま・相模原・浜松・岡山・熊本	5
5	秘密会の取扱い	・オンラインによる委員会の開催又はオンライン出席している委員がいる場合、秘密会を開催することができるか。	秘密会の開催不可	全市	12
6	執行部のオンライン出席	・委員会が出席を求め、執行部側からオンラインによる出席希望があった場合の取扱い。	認めている	さいたま・相模原	2
			一部認めている（議運や委員長判断等による）	横浜・北九州・熊本	3
			認めていない	仙台・川崎・浜松・大阪・堺・神戸・岡山	7

※区分2の取扱いについて、相模原市は検討中。

区 分		内 容		自治体	
7	公述人のオンライン出席	・公述人のオンライン出席を認めているか。	認めている	さいたま・横浜・浜松・北九州	4
			認めていない	仙台・川崎・相模原・大阪・堺・神戸・岡山・熊本	8
8	参考人のオンライン出席	・参考人のオンライン出席を認めているか。	認めている	仙台・さいたま・横浜・浜松・神戸(※)・北九州	6
			認めていない	川崎・相模原・大阪・堺・岡山・熊本	6
9	委員外議員のオンライン出席(※)	・委員外議員のオンライン出席を認めているか。	認めている	さいたま・横浜・相模原・浜松・北九州	5
			認めていない	仙台・川崎・堺・神戸・岡山・熊本	6
10	請願紹介議員のオンライン出席	・請願紹介議員のオンライン出席を認めているか。	認めている	さいたま・浜松・北九州	3
			認めていない	仙台・横浜・川崎・相模原・大阪・堺・神戸・岡山・熊本	9
11	対象委員会(※)	・オンラインによる委員会の開催又はオンライン出席を認めている委員会。	常任委員会	仙台・さいたま・横浜・川崎・浜松・大阪・堺・神戸・岡山・北九州・熊本	11
			議会(市会)運営委員会	仙台・さいたま・横浜・川崎・浜松・大阪・堺・神戸・北九州・熊本	10
			特別委員会(予算・決算特別委員会等を含む)	仙台・さいたま・横浜・川崎・浜松・大阪・堺・神戸・岡山・北九州・熊本	11
			その他(地方自治法の協議の場・議長が認める会議等)	岡山・熊本	2
12	必要な機材の確保(※)	・オンライン出席する議員に関する、端末・回線等の必要な機材の確保について、議員個人の私物等の利用または議会事務局提供の機材を使用することとしているか。	議員個人の端末・回線使用が原則	さいたま・横浜・川崎・大阪・堺・神戸・岡山・北九州・熊本	9
			議員個人の端末・回線使用を原則としつつ、必要に応じて事務局提供の機材を貸与	仙台・浜松	2

※区分8について、神戸市は条例上規定はないがオンラインを活用した参考人聴取の実績あり。

※区分9について、大阪市は会議規則上の規定に委員外議員を定めていない。

※区分11・12の取扱いについて、相模原市は検討中。

7 今後の主な協議事項

オンラインの方法による委員会の開催に係る規定整備に必要な主な協議事項

区 分	主な協議事項	整備する規定
オンライン出席の事由	➤ 「重大な感染症のまん延」・「災害等の発生等」に加え、「出産・育児・疾病など」の事由もオンラインの対象とすべきか	委員会条例改正
開 催 手 続	➤ 条例上の位置づけを、委員長がオンライン活用を決定する「開催方法の特例」とするか、委員長がオンライン出席を認める「出席方法の特例」とするか ➤ オンライン出席を、委員長への「届出制」又は委員長の「許可制」とするか	委員会条例改正 要綱制定
秘密会の取扱い	➤ 秘密会で求められる秘密性を高いレベルで確保する手法等の確立が困難な場合、除外するか	委員会条例改正
執行機関の説明員	➤ 執行部のオンライン出席を規定に盛り込むか	委員会条例改正
参考人等のオンライン出席	➤ 公述人・参考人の委員会へのオンライン出席を認めるか	委員会条例改正
委員外議員の発言	➤ 委員外議員のオンライン出席を認めるか	会議規則改正
請願紹介議員の出席	➤ 請願紹介議員のオンライン出席を認めるか	会議規則改正
対象委員会	➤ オンラインの方法により開催できる委員会の対象	要綱制定
本人確認等	➤ オンライン出席を行なう委員の本人確認方法	要綱制定
正副委員長のオンライン出席の取扱い	➤ 正副委員長のオンライン出席の可否	要綱制定
オンライン出席委員の責務	➤ 参加場所の選定・第三者による関与がない担保・情報セキュリティ対策等の委員の責務	要綱制定
表 決 の 方 法 等	➤ オンライン出席を行なう委員の表決の確認方法	要綱制定
通信障害時等の対応	➤ 通信障害等が発生した際の委員及び委員長の対応	要綱制定